

## 武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部における決定事項について

令和4年4月22日付で、武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

### 記

東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が令和4年4月21日に決定した「リバウンド警戒期間における取組」に沿って、同年3月18日付で武蔵村山市新型コロナウイルス感染症対策本部において決定した事項の一部を変更した上で、当面の間、感染対策を継続する。

#### 1 公共施設等の取扱いについて

通常どおり開館するが、収容率は原則50パーセント以下とし、事業等が中止となる場合がある。

なお、福祉会館の入浴施設は引き続き中止とする。

#### 2 市主催等のイベントについて

市が主催又は共催するイベントは、感染対策を講じた上で原則実施するが、イベントの内容、状況等により中止となる場合がある。

#### 3 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について

職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オフピーク通勤・週休日の振替等の活用などを引き続き推進する。

#### 4 その他

混雑している場所や時間を避けて行動する旨のメッセージについて、市政情報メールによる広報を継続する。